

令和8年9月1日

佐賀労働局長
田之上 英治 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会 長 甲斐 今日子

佐賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月7日付け佐労発基 0707 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

今年度の改定額は、県内企業を取り巻く経営環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者が原材料費や人件費の上昇分を十分に価格転嫁できておらず、賃金支払能力の点で厳しさを増していることは、当審議会としても十分考慮の上、調査審議を重ねた。

一方で、物価上昇率は昨年と比較すると鈍化はしているものの、食料品を中心に引き続き高い物価水準が継続しており、最低賃金額に近い水準で働く労働者の生活は一層厳しくなっていることが考えられ、セーフティーネットとしての最低賃金の意義を強く意識して審議し、この結論に達したものであることを報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金（時間額956円）は令和6年度の佐賀県の生活保護費水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保しながら、収益力改善や持続的な賃金引上げの原資確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討を行うこと等を当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 業務改善助成金等の国及び県の助成金制度については、その活用について、広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、助成金を活用し持続的な賃上げが可能となるよう、制度の充実を図るとともに、申請手続きの簡素化や相談・処理体制の充実を図ること。
- 2 価格転嫁対策及び取引適正化について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向け、取組の強化を図ること。

令和8年1月から施行された「中小受託取引適正化法」、「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」の現場への浸透に向け、一層周知を徹底すること。

- 3 佐賀県において実施されている、佐賀型賃金 UP 支援事業や価格転嫁伴走支援事業は利用の実績が進み、一定の成果を上げていると認められることから、今年度の佐賀県最低賃金の引上げにあたって、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者により一層配慮し、支援の拡充を図るよう、佐賀県に要請すること。

以上

佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 095円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和8年11月15日

佐賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 佐賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 5 6 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 1 0 月 1 7 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
1 2 ～ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護費（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の佐賀県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（9 2, 1 3 7 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 6 年 1 0 月 1 7 日発効の佐賀県最低賃金の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）
に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 か月換算額

9 5 6 円（佐賀県最低賃金）× 1 7 3. 8（1 か月平均法定労働時間数）
× 0. 8 2 4（可処分所得の総所得に対する比率）＝ 1 3 6, 9 1 0 円